

第1回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（小学校） 会議録

1. 日 時 平成 29 年 6 月 1 日（木） 14：00～16：00

2. 会 場 大阪市教育センター 第4研修室

3. 出席者

（委 員）

岡崎委員、添田委員、岡田委員、山口委員、香川委員、松山委員、仁平委員、新井委員、藤田委員、大澤委員、藤澤委員、玉村委員、枝元委員、中村委員

（事務局）

加藤指導部長、水口教育改革推進担当部長、飯田学校力支援担当部長、高橋中学校教育担当課長、岩本インクルーシブ教育推進担当課長、高橋初等教育担当課長、富山教育活動支援担当首席指導主事、八木次席指導主事、片岡総括指導主事、青山指導主事、石原指導主事、城牆指導主事、永原指導主事、古田中学校教育担当総括指導主事

4. 議 題

- (1) 平成 30 年度使用大阪市立学校教科用図書にかかる選定の諮問について
- (2) 大阪市立学校教科用図書選定委員会規則について
- (3) 選定事務日程について
- (4) その他

5. 議事録

（司会）

本日は、大変お忙しい中、定刻にお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまより、第1回 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催いたします。

本日の選定委員の委嘱及び任命、委員長の選出並びに諮問につきまして、司会をさせていただきます、初等教育担当次席指導主事の八木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

教育委員会挨拶

（司会）

まず、はじめに加藤指導部長がご挨拶いたします。

（加藤指導部長）

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申しあげます。

皆様方には、平素より本市教育の充実・発展にご支援・ご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、本年度は、平成 30 年度使用「特別の教科 道徳」の小学校教科用図書（以後、教科書と申します）の採択が行われる年にあたります。

この度、皆様方には大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員就任をご依頼いたしましたところ、快くお引き受けいただき、重ねてお礼申しあげます。

ご承知の通り、教科書は、小学校・中学校等において、主たる教材として使用義務のある図書であり、児童・生徒の学習指導上、極めて重要な役割を果たすものであります。

従いまして、教科書検定制度のもとで種目ごとに数者から発行されております教科書の中から、学校で使用する教科書を選定することは、教育委員会の重要な仕事のひとつと考えております。

今年度も、平成 26 年度・27 年度に引き続き、大阪市を 1 つの採択地区とし、市内で 1 者の教科書を採択いたします。

選定委員会の構成は、より一層広い視野に立った採択ができるよう「学識経験者」として、大阪市立大学 准教授 添田様、大阪体育大学 准教授 岡崎様に委員を委嘱しております。また、保護者や市民の意見を踏まえた調査研究の充実のため、保護者代表として、大阪市 P T A 協議会から松山様をはじめ 4 名の皆様方と、学校協議会委員代表として香川様に委員を委嘱しております。また、小学校現場からは 4 名の校長先生が委嘱を引き受けていただいております。あらためてお礼申しあげます。子どもたちの状況や発達段階を踏まえて、忌憚のないご意見を賜ることができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

教科書採択は、教育委員会の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で適切に行うとともに、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。「採択の公正性・透明性の確保」には、特に配慮してまいります。

教科書採択に対する保護者、市民、マスコミ等各方面の関心は非常に高く、採択後は採択結果とその理由の公表、さらには、審議経過や選定委員のお名前等も、情報公開の対象になってまいります。

本市では、平成 27 年度の中学校社会科の教科書採択以降、市会で採択された陳情書や、外部監察チームからの教科書採択にかかる「報告書」や、市会での議論を通じて、検討すべき課題が出ており、特に、今回は「特別の教科 道徳」の初めての教科書採択であることから、注目されることが予想されます。

選定委員の皆様におかれましては、来年 4 月から 2 年間、本市の小学校の子どもたちが使用いたします教科書の採択が公正かつ適正に行われますよう、公正確保の徹底に一層のご協力をお願い致しまして、私の挨拶と致します。

選定委員の委嘱及び任命と紹介

(司会)

本来は、皆様に選定委員の委嘱状および任命状をお渡しすべきところではありますが、時間の都合により、お手元の封筒の中に入れてさせていただいております。ご確認ください。

それでは、選定委員の方々をお手元の座席表に従いまして、ご紹介させていただきます。

- 大阪体育大学 教育学部准教授 岡崎均 委員
- 大阪市立大学 文学研究科准教授 添田晴雄 委員
- 大阪市教育センター 所長 岡田和子 委員

- 区担当教育次長〈生野区長〉山口照美 委員
- 学校協議会委員 香川婦美子 委員
- 大阪市P T A協議会 松山信繁 委員
- 大阪市P T A協議会 仁平亜希子 委員
- 大阪市P T A協議会 新井光淑 委員
- 大阪市P T A協議会 藤田実由貴 委員
- 大阪市教育センター教育振興担当課長 大澤啓司 委員
- 大阪市立味原小学校長 藤澤宜史 委員
- 大阪市立五条小学校長 玉村恒夫 委員
- 大阪市立小路小校長 枝元 哲 委員
- 大阪市立林寺小学校長 中村 文 委員

なお、

- 大阪市教育センター 首席指導主事 赤石美保子 委員
- 同じく、

- 大阪市教育センター 首席指導主事 竹内直樹 委員

におかれましては、本日、公務のためご欠席でございます。

選定委員の皆様は、以上でございます。

続きまして、事務局側の出席者をご紹介します。

- 加藤 指導部長 でございます。
- 水口 教育改革推進担当部長 でございます。
- 飯田 学校力支援担当部長 でございます。
- 高橋 中学校教育担当課長 でございます。
- 岩本 インクルーシブ教育推進担当課長 でございます。
- 高橋 初等教育担当課長 でございます。
- 富山 教育活動支援担当 首席指導主事 でございます。
- 片岡 総括指導主事 でございます。
- 青山 指導主事 でございます。
- 石原 指導主事 でございます。
- 城塚 指導主事 でございます。
- 永原 指導主事 でございます。

なお、次年度より中学校教育の教科書採択が予定されておりますので、その関係で、古田中学校教育担当総括指導主事が出席しております。

以上でございます。

選定委員の資格要件及び責務の説明

(司会)

続きまして、選定委員の資格要件及び責務について、片岡 総括指導主事が説明いたします。

(事務局)

選定委員の資格要件及び責務について説明させていただきます。

分厚いホッチキス止めの資料「平成 30 年度使用 小学校教科用図書の選定について」 2 ページの「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」をご覧ください。

第 2 条 3 項に「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることができない。」と示されております。

ここでいう「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」とは、誓約書とともにクリップ止めをしております「誓約書記載上の注意」に記載しております。これは平成 28 年 6 月 20 日付文部省初等中等教育局長通知によるもので、「特定の教科用図書が採択されることにより、直接に利害または損害を受ける者であり、例えば次にあげる者をいう。」として、

ア 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族

イ 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者

ウ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）

エ ウの著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者

オ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者

※ 教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者も含む。

となっております。

また、おもな責務としては、規則の第 2 条第 4 項にありますように、「委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と示されております。

以上の点をご理解いただくとともに、ご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

誓約書の記入・署名・捺印・回収

(司会)

委員の皆様におかれましては、ただ今の説明の趣旨をご理解の上、誓約書にご署名・ご捺印をお願いいたします。誓約書は、お手元の封筒の中に入っておりますので、お出しいただけますでしょうか。

保護者や学校協議会委員の皆様につきましては、所属・職名欄は「学校名・保護者」もしくは「学校名・学校協議会委員」で結構でございます。

それでは、ご署名・ご捺印をお願いいたします。

順次、係の者が誓約書を回収させていただきます。

委員長及び副委員長の選出

(司会)

続きまして、委員長及び副委員長の選出に移ります。

「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」第4条では、「委員会に委員長及び副委員長を置く。」とされており、その第2項に、「委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。」とされています。選定委員長1名、副委員長1名を選出していただきたいと存じます。

いかがさせていただきますでしょうか。

(委員)

事務局にお尋ねします。今までも、このような教科書採択の委員会というのは開かれていたと思います。事務局の方に質問したいのですが、その際にはどのような方がその任を務めたのか、教えていただけたらと思います。

(司会)

はい。事務局の方からお答えさせていただきます。

(事務局)

前回、平成27年度は、委員長が林田教育センター所長、副委員長が中学校の山岡校長でした。また、平成26年度は、委員長が澤田教育センター所長、副委員長が小学校の長谷川校長でした。

(委員)

そういうことでしたら、今回もそれに準ずるような形で、教育センター所長の岡田様、教育研究会の藤澤校長先生の方でお引き受けいただけたらどうかと思うのですが、いかがなものでございますでしょうか。

(司会)

ご意見ありがとうございます。今の件につきましてはいかがでしょうか。その他、ご意見等ございませんでしょうか。

ありがとうございました。只今、岡田委員に委員長を、藤澤委員に副委員長をお願いしたらどうかというご提案がございました。いかがでしょうか。

拍手がございました。岡田委員と藤澤委員をお願いしたいとのことでございますが、岡田委員いかがでしょうか。

(岡田委員)

お引き受けいたします。

(司会)

藤澤委員、いかがでしょうか。

(藤澤委員)

お引き受けいたします。

(司会)

ありがとうございます。それでは、委員の互選によりまして、岡田委員が委員長に、藤澤委員が副委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(司会)

では、岡田委員長、藤澤副委員長、前のお席をお願いいたします。

選定委員長のあいさつ

(委員長)

ただ今、大阪市教科用図書選定委員会の委員長としてご承認いただきました大阪市教育センターの岡田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長の就任にあたり、あらためて平成 30 年度使用教科用図書の選定における、我々選定委員会の責務の重さを再認識したところでございます。

指導部長のご挨拶にもありました通り、小学校用教科書の採択について、初めて「特別の教科 道徳」の教科書を採択することになります。選定委員会としましては、大阪市全体の課題を視野に入れ、大阪市の子どもたちの利益を最大限優先し、子どもたちが関心意欲をもって、道徳の学習に取り組める教科書を選定するための調査研究が必要だと感じております。

より適正かつ公正な調査研究に向け、委員長として、委員の皆様と共に精一杯尽力することを確認いたしまして、私のご挨拶に代えさせていただきます。

選定委員の皆様方、どうか、よろしくをお願いいたします。

(司会)

どうも ありがとうございます。

教育委員会から選定委員会への諮問

(司会)

ここで、本来ならば、教育委員会から選定委員会への諮問を行うところでございます。5月9日の教育委員会会議において、平成 30 年度使用の「特別の教科道徳」の教科書については選定委員会の厳正かつ公正な調査研究を経た答申を参照し教育委員会において採択することは既に決定しておりますが、選定委員会への諮問の具体的な内容につきましては、次回の教育委員会会議において引き続き議論する予定となっております。正式な諮問文につきましては、決定後速やかに、選定委員の皆様へ送付させていただきます。

ただ、これまで、教育委員会会議の場で、教育委員からは「わかりやすい答申であってほしい」「教科書ごとに特に優れている点とか、配慮を要する点、現場の先生が使うにあたって、我々が気づかない部分

を特に書いていただけると、参考になる」といったご意見をいただいております、諮問につきましても、それに沿った内容になると考えています。

(司会)

以上をもちまして、選定委員の委嘱及び任命、委員長を選出を終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました

なお、引き続きまして、第1回選定委員会が行われますので、岡田委員長、藤澤副委員長、よろしくお願ひいたします。

第1回選定委員会 開会の言葉

(委員長)

失礼します。この後、座ったままで進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。引き続きまして、第1回選定委員会を開催いたします。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づきまして、この会の進行・議長を務めさせていただきます委員長の岡田でございます。ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

まず、会の成立について、選定委員会規則第5条3項に基づき委員の過半数の出席がございますので、会の成立を宣言いたします。

なお、会則第5条5項により会議は非公開で行います。

それでは、会次第に沿って進行させていただきます。

初めに、配付資料の確認を事務局より説明をお願いします。

平成30年度使用教科用図書の選定について

(事務局)

失礼いたします。それでは、配付資料につきまして確認させていただきます。

選定委員 全員対象

- 「第1回 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 次第」
- 「座席表」
- 「誓約書」「誓約書記載上の注意」
- 「平成30年度使用教科用図書の選定について」(42ページ)
- 「平成30年度使用教科用図書『調査の観点(小学校用)』(案)」
- 「答申資料(平成27年度使用【小学校】・平成28年度使用【中学校】)」
- 「ご来場の皆様へのアンケート」
- 「特別の教科 道徳」(小学校学習指導要領より抜粋)
- 「事務日程」
- 「第2回 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会【小学校】の開催」のご案内

本市職員以外対象

- 「口座振替申出書」「口座振替申出提出の際の注意事項」
- 「交通費の経路について（参考）」
- 「個人番号（マイナンバー）提供用紙」

教育センター職員以外の本市職員対象

- 「口座振替申出書」「口座振替申出書提出の際の注意事項」
- 「教科書採択事業 市内出張交通費請求明細書」「記入例」

以上でございます。

（委員長）

つぎに、平成 30 年度使用教科用図書の採択と関係法令等につきまして、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

失礼いたします。それでは、まず、今回の教科書採択について説明をさせていただきます。前々回の平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択、及び前回、平成 28 年度使用中学校用教科書の採択は、国語や社会などの全種目についてそれぞれ 1 種類の教科書を採択する原則 4 年に 1 度の採択替えでした。しかし今回は、「特別の教科 道徳」の小学校教科書 1 種類のみ初めての採択となります。

次に関係法令のうち「根拠となる法令等」についてご説明いたします。

ホッチキス留めの分厚い方の冊子「平成 30 年度使用小学校教科用図書の選定について」をご覧ください。こちらの 1 ページに「執行機関の附属機関に関する条例」を掲載しております。この選定委員会は教育委員会の附属機関となっています。いわゆる審議会という位置づけでございます。

この条例のもと「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」これからは「規則」と呼ばさせていただきますが、これを定めております。次の 2 ページ・3 ページをご覧ください。例えば先ほどより、2 ページの中ほどの第 2 条第 3 項、これが先ほどの誓約書をお書きいただいた際のもの、第 4 条には委員長及び副委員長の選出の、そして第 5 条第 3 項には会議の成立の際に、というようなこの規則に基づいて進めて参っております。

続きまして、「採択の手順や仕組み」について、ご説明を申し上げます。次の 4 ページ・5 ページをご覧ください。

4 ページには、諮問から、調査研究、答申、採択までの手順が書かれております。

5 ページの「採択の仕組み」の図をご覧ください。教科書採択の権限と責任は、一番上の大阪市教育委員会にございます。教育委員会は、本選定委員会に教科書選定についての諮問を行います。そして、諮問に応じて調査研究をしていただくわけですが、先ほどの規則の第 6 条には、3 ページですけれども「委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置く」ものとしています。選定委員会のもう一度、5 ページの図にもどっていただきたいと思いますが、選定委員会の枠の中の下に専門調査会と学校調査会、これを置くこととなっております。

調査員のうち、専門調査会の調査員は、各種目について専門性の高い校長先生や教員で構成されております。今回は道徳の一種目のみですが、専門調査会の調査研究の結果をもとに、次回以降、選定委員会において、教育委員会への答申についてのご議論をいただくことになります。

また、学校調査会の調査員は、各学校の地域や児童の実態に応じた視点で調査研究を行い、専門調査会と選定委員会に報告をいたします。

7 ページの表をご覧ください。今回の見本本の発行者の一覧です。今回の「特別の教科 道徳」の発行者は 8 者で、この中から 1 者を採択します。この図は先ほどもありました略称ですので、正式の名称の方は一枚別紙として付けている分になります。

次に 8 ページをご覧ください。8 ページは、市民が教科書を閲覧する機会を確保するために大阪市内 31 か所に設置しております教科書展示会場と展示期間の一覧となっております。道徳の見本本もこの 31 か所でこの期間閲覧することができます。

続きまして、「関係法令等」についてでございます。たくさんありますがご容赦ください。

9 ページからは採択にかかわる法令や文部科学省の通知等を参考資料として添付しております。かいつまんで説明させていただきます。

9 ページ、下の段の「無償措置に関する法律」第 14 条、そして 1 番下の施行令第 15 条に、教科書採択の定義や、同一の教科書を採択する期間、1 番下の行です。4 年とするというようなことが書かれています。今回の道徳は、平成 30 年度・31 年度の 2 年間、子どもたちが使用することになります。2 年後の平成 31 年には、平成 32 年度使用小学校教科書の全教科の採択替えが控えております。

次に 10 ページの中程、これは施行規則ですけども、漢数字の二番って書いているちょうど真ん中あたりですが、あつてはならないことですけども、「採択に直接の関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合」には採択をやり直すという条文で、これは今年の 6 月に新たに改正されています。

次に、12 ページの一番下、ここに大きい字で「採択結果及び理由の公表」とあるところですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 15 条、一番下の行の最後ら辺からですが、「教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする」とあります。

文部科学省の通知文等で公正性・透明性が求められる中、本市におきましては、先日の市会の中でも、選定委員会の議事録についての質疑がございました。教育委員会としましては、「今後は選定委員会の議論の経過についてより分かりやすい議事録を作成し、教科書の採択後、ホームページに掲載するなど、速やかに公開していくよう検討する」と答弁しております。

この選定委員会は、大阪市の条例に基づく先ほど申しました審議会でございますので、条例や規則に基づいて、採択後には、報告の資料や議事録などを公表してまいります。皆様のお名前につきましては、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保するため、今は、名簿は非公開としていますが、教科書が採択された後は、情報公開請求があれば公開の対象となります。会議でのご発言についても、現在のところ、議事録の中で、発言者の名前は非公開とし、発言内容は全て公開する、そのような予定でございます。公文書公開の原則では、発言は全て議事録に載る、採択後にホームページ等で公開するとなっておりますので、ご了承ください。

次に、13 ページの後半、大阪府教育委員会からの通知です。1 番下の方の 1、一番下の丸印のところの一番に、道徳を採択する基準について記載されています。1 番下の 2 行をご覧ください。アとしまして採

択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や児童の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択すること」とあります。その点もよろしくお願いいたします。

次に、少し飛ばしまして、20 ページをご覧ください。20 ページ以降には、文部科学省からの平成 28 年 3 月の通知文を載せています。平成 29 年 3 月 28 日付けの文部科学省の初等中等局長の通知文には、今回の採択事務の進め方の根拠となる重要な指示が何点か記載されております。

その表題が、「教科書採択における公正確保の徹底等について」となっています。ご存じの方もおられると思いますが、この 20 ページのちょうど真ん中ら辺です。この点と書いてある段落がありますように「昨年度来、採択関係者に対する検定申請本の内容の開示を伴う不適切な行為や、歳暮の贈答や教材の無償提供といった行為、さらには、従前より遵守を求めていた宣伝活動等に関するルールを逸脱する行為が、多くの教科書発行者において継続的に行われていたことが明らかになりました。さらには、これらの行為の対象となった者の中に教育委員会関係者や調査員等として教科書採択に関与する立場にあった者が含まれており、その結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては、非常に遺憾であります。」というように記されております。

21 ページの 10 行目「教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不適當である」とまたその下、「直接の利害関係を有しないまでも、そういうものを選任することは適當ではない」とございます。これが先ほどの誓約書と同一の考えでございます。

次に、27 ページの括弧の二番、「教科書の調査研究の充実について」というところをお願いいたしますでしょうか。丸が 3 つあります。そのうちの 2 つ目でございます。2 つ目の丸印の段落、その 5 行目、「その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること」とございます。これを受けまして、本委員会では、保護者様等の代表として大阪市 P T A 協議会の皆様や学校協議会のご代表の皆様に入らせていただいております。より幅広い視点でのご意見をお願いしたいと思っております。

28 ページお願いします。真ん中あたり「括弧の 5 番、こちらについても教科書採択に関する情報の公表について」ということで、先ほどの無償措置法やその施行規則のところでもご説明しました「教科書採択に関する情報の積極的な公表」についてここでも書かれております。

以上、「教科書採択についてと関係法令」についてご説明申し上げました。

(委員長)

たくさんございましたが、ただいまのご説明でご理解いただいたことと存じますが、当たり前ではございますが、公正性や透明性が常に求められているとなっているということでもあります。他に何かご質問はございませんでしょうか。

細かくページに沿っての説明がございましたので、またもう一度見ていただいたらと思うのですが、私たちの立場をしっかりとわきまえていくことが大切な務めであったのではないかと考えております。

それでは、ないようですので、続きまして、「調査の観点」についてお諮りいたします。まず、この点について事務局に説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。続いて、「調査の観点」と調査の方法についてのご説明をさせていただきます。

こちらの「調査の観点（小学校用）」（案）と書いてあるもの、冊子をご覧ください。開けまして1ページですが、これは、一番上に専門調査会並びに学校調査会における留意事項というように書いております。この調査の観点につきましては、この選定委員会で定めていただくものでございますが、教育委員の皆様のお言葉をふまえて、まず事務局案としてご提示いたしておりますので、この後ご審議いただきますようどうぞよろしくお願いたします。順にまずご説明申し上げます。

1 ページに専門調査会ならびに学校調査会における留意事項としまして、太字の1番、調査の基本的態度、調査の基本的態度を、「子どもの最善の利益を第一とし、子どもが学力を身に付け、健やかに成長していけることをめざし、『教育基本法』『学校教育法』『学習指導要領』ならびに『大阪市教育行政基本条例』『大阪市立学校活性化条例』『大阪市教育振興基本計画』に示された基本的な目標に基づいて調査及び研究をすること」といたしまして、これらの「大阪市の教育施策との関連性に基づいて研究調査をすること」としてあります。

次の2ページは、今年の3月に改訂されました「大阪市教育振興基本計画」との関連性を上げております。次の3ページをご覧ください。

3ページには、調査員の資格要件及び責務が書かれております。

次の4ページ、ここからは各種目の選定基準がございます。道徳しかございませんが。

この4ページにつきましては、非常に網羅的ではございますが、平成27年度に、当時の教育委員の皆様のお指示を受けまして、全教科の共通基準として、このように大阪市教育行政基本条例と大阪市教育振興基本計画に基づく観点をそのまま列挙した経緯がございます。

上の段の方の①から⑧は、「大阪市教育行政基本条例」の前文および「大阪市教育振興基本計画」の「基本となる考え方」に挙げられている内容を列記しております。⑨と⑩は、「大阪市教育振興基本計画」の2つの「最重要目標」、これを挙げています。そして⑪は、「大阪市教育振興基本計画」の「重点的に取り組むべき施策」の一つを挙げております。

なお、11番の「インクルーシブ教育システム」というのは、「障害者基本法」の改正等の法整備が進められる中で、文部科学省等からも求められております「障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み」でございまして、本市が従来より進めてまいりました「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進するものでございます。

次の5ページからは、学習指導要領の「特別の教科 道徳」の記述より観点を挙げております。当然、この辺りが内容面の調査研究においてはメインとなります。これら網羅的ではございますが、加工や取捨選択などをできる限りせず、学習指導要領をできる限り生かしたものにしてあります。答申作成の際に、軽重つけていただければと考えております。なお、調査の観点については、この後にまたご審議いただいて、決定いただきますようお願いいたします。

次に、調査・研究の報告書、すなわち答申でございます。

ホッチキス止め、4枚の「答申資料」をご覧ください。

1枚目・2枚目は、平成27年度使用教科用図書の答申資料、すなわち3年前の小学校の教科書採択の時のもので、例として国語の東京書籍の答申を抜粋しております。

3枚目と4枚目は、平成28年度使用教科用図書の答申です。すなわち前回の2年前の中学校の採択の時のもので、国語の三省堂の答申を例に挙げてあります。

この2年分の違いですが、3年前の小学校のものは、ご覧いただいたら分かるように箇条書きが中心となっておりますが、前回の中学校の答申のものは文章表記となっております。

また、3年前のものは、上の方に「特に優れている点」下の方に「特に工夫・配慮を要する点」というように分かれるような形ですが、28年度使用中学校の方は、そのような区別はせずに表記をしております。

この答申につきましては、先ほどの部長の言葉にもありましたが、市会の中で「答申を参考にして決めるべきではないか」といったような議論もございまして、5月9日の教育委員会会議の中で、教育委員から「教科書ごとに特に優れている点とか、配慮を要する点、現場の先生が使うにあたって、我々が気づかない部分を特に書いていただくと参考になる」といった意見が出ております。

後日、教育委員会会議の議論を経て、正式に選定委員会へ諮問されましたら、この答申資料の形式についても、速やかに事務局から委員長の方へお伝えしたいと考えております。

次に、市内31箇所の教科書センターに置くアンケート用紙、ご来場の皆様へのアンケート、これは先ほどの31箇所の教科書展示会のところで置くアンケート用紙でございます。このアンケートは次の第2回の選定委員会で、回収いたしましたアンケートも閲覧いただこうと考えています。

以上、調査の観点と選定方法についてご説明申し上げました。調査の観点についてご審議のほど、よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは今説明の中にありました調査の観点、こちらの案につきましてこれから協議してまいります。これについて皆さんにまたお諮りしたいと思います。一度、お読みいただいた中でご意見やご質問等を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

(委員)

調査の観点の4ページの「特別の教科 道徳」の選定基準には、調査項目として大阪市教育振興基本計画に基づく観点ということでどの教科も共通基準になるものとしてあげられていますが、例えば⑦の「グローバル化が進む国際社会で強く生き抜くことができる能力の育成に配慮されているか」という観点についてですが、道徳の教科書をどう調査すればよいでしょうか。

(委員)

確か、先ほどの説明では5ページ学習指導要領に基づく観点の中に道徳の内容が出ています。5ページの第3章特別の教科 道徳「第2 内容」に関しての⑥「C 主として集団や社会との関わりに関する視点」の中の下、内容項目に「国際理解、国際親善」がございまして。

配っていただいている学習指導要領の抜粋についての説明はあるのでしょうか。

(事務局)

学習指導要領についての説明は予定されておられません。

(委員)

たとえば5 ページ C の⑥のところ、学習指導要領抜粋の所でいえば、国際理解・国際親善の内容で、例えば、第1 学年及び第2 学年ですと、「他の国の人々や文化に親しむこと」という内容が具体的に出ておりますので今ご質問のあったグローバル化という点におきましては、これからのグローバル化に対応する素地を培うということから、この「他の国の人々や文化に親しむこと」という学習指導要領に書かれている内容の教材があるかどうか、また、それにふさわしい内容に教材がなっているのかどうかというところから調査をしていけばよいのではないのでしょうか。

(委員長)

いかがでしょうか。

(委員)

それに加えて、調査の観点の学習指導要領からの第3 章の⑨「児童が多様な感じ方や考え方に接する中で…」という所と、⑰の「多様な見方や考え方もできる…」このあたりも調査をする際のグローバル化に関連する項目ではないかと思えます。

(委員長)

いかがでしょうか。PTAの方々、保護者のお立場からのご意見はいかがでしょうか。日頃グローバル化という言葉が使われることはないですけれども、道徳では、国際理解という内容ですすめるとということとなっております。

(委員)

これから必要になってくる観点だと思います。

(委員長)

こうしたご意見をふまえた観点をもって進めていきたいと思えます。ほかにご意見はございませんか。

(事務局)

「安心・安全」については、「いじめや暴力のない学校づくり」について大阪市でも特に重要視しているところです。社会のルールを理解すると言うことでは、5 ページの⑥に「規則の尊重」があります。また、他者を尊重し思いやりという観点ではその上の⑤に「親切、思いやり」や「友情・信頼」があるので調査は可能ではないのでしょうか。

(委員長)

今の「安心・安全」に関わっては、今ご説明いただきましたが、もう一つの「学力・体力の向上」につきましては、いかがでしょうか。

(事務局)

「学力・体力の向上」と結びつく内容項目としては、「学力を伸ばす」「体力を伸ばす」という内容項目

はありませんが、先程同様に例えば5ページの「努力と強い意志」や「個性の伸長」の項目がこの観点に関連が深いのではないかと思います。

(事務局)

「体力」や体のことと言えば、同じく5ページに「節度・節制」があります。これは「健康に気を付けるといった内容が含まれていたと思います。学習指導要領の解説本には「健康や安全に気を付け」といった項目がございますのでそのあたりと関連させて調査を行うことができるのではないかと考えております。

(委員長)

第3章「A 自分自身に関することとして」のことを言っていると思うのですが、学力とか体力に関連させた観点を説明いただいたと思います。他にご意見はございませんでしょうか。

(委員)

重要項目の⑨⑩に関してですけれども、まず一つ目の⑨の安心安全については、調査の観点の5ページの小学校学習指導要領の②がぴったりで「いじめの防止や安全の確保等」ここに関連されており、⑩の学力と体力に関連するところといたしましては、6ページの5番の②にあるように、道徳だけで独立して考えるのではなくて、教科等と関連させながら年間計画に持ち込めるかどうかという観点がありますので、ここで、学力や体力といったことが関連づけられるのではと考えております。

(事務局)

今ご指摘していただいたことは、非常に重要なことだと思います。選定をする上で今ご指摘していただきました点につきましては、専門調査会あるいは学校調査会というのがこれから開かれていきますので、今ご指摘いただきました点は十分説明させていただいた上で各学校、あるいは、専門調査会でこういった選定基準を持って選んで頂くということで、これはまた、事務局の方からしっかりと説明を行って参りたいと思います。

(委員長)

それぞれの教科等と道徳を関連させての調査を実施していくということでご理解いただけたらと思います。それではご異議がないようでしたら拍手でご賛同いただきたいと思います。

(委員)

確認させていただきたいのですが、4～6ページの選定の基準について、今回までの変更点はどのような点でしょうか。他にも2, 3点ありますけれども。

(事務局)

4ページの所は平成27年度の時に現在の形と同じような形になっております。大阪市教育行政基本条例のポイントを全部あげたり、下の教育基本法に基づく観点をあげたりしております。

それから 5 ページの学習指導要領に基づく観点も、網羅的ではありますが、すべて平成 27 年度から、目標も内容もすべてあげていくという形になっております。

(事務局)

前回の採択の時は、すべての教科で調査の観点があったのでページ数もかなり多かったです。それと、今年度大阪市教育振興基本計画が変わりましたので、それに沿って内容が変わっているところがございます。

(委員)

5 ページ 6 ページの学習指導要領の観点の所で、第 3 章⑧番から⑰番までの項目があります。⑧⑨⑩については、いわゆる授業の方向的な内容が書かれていると思います。⑪から⑬⑭は内容的な項目が書かれてある。各委員さんが方向的なもの内容的なもの整理した方が分かりやすいのではという印象を受けましたので、少し方向的なもの内容的なもの合わせて若干見直しができればというのが、私の意見です。

それから、⑬番の文言について、「児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めているか」これは、教師側の文言になりますので自分としてはそぐわないのではないかと思います。

(事務局)

今ご指摘をいただいたところ、特に第 3 章の学習指導要領のところは、上手に項目分けして分かりやすい形にまたしていくよう訂正していきたいと思います。

⑬番について、「児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮したものとなっているか」そういった文言に変更していきたいと思います。

(委員)

地域というのは大阪ですよ。大阪に即してこう教科書を使いつつ、大阪バージョンで授業がやりやすいか。そういったことだと思います。ですから、「活用に役立てやすい」とか「活用に適しているか」というふうになるかだと思います。

(委員長)

今のご意見をふまえて文言の整理はできますか。

(事務局)

⑬番「児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に役立てやすいか」というような形に修正するという事でよろしいでしょうか。

(委員)

はい。あと、先生方が評価するときにこの教科書が便利かどうか役に立つかどうか、そういう観点はど

こで読み取ればよろしいのでしょうか。

(事務局)

大きな5番の構成・配列の所で特に③④の所の指導の配慮の観点があたるのではと考えております。

(委員)

先程の意見に関わって5ページの⑧⑨⑩のところ、絡んでくると思いますので付け加えさせていただきます。

(事務局)

多様な考え方、感じ方を引き出せるというのが一番大事になってくるというご意見ではないかと思えます。⑧⑨⑩に表れているところを一番大事にした形になるのではないかと思います。

(委員)

まだ詳しく具体的に見たわけではないので、はっきりしたことは言えませんが、教科書の中の教師側の発問が工夫されて多様な考え方を引き出すというのがあると思えます。

それと、文言の整理が一つのキーポイントだと思います。

(委員長)

今、変更点ということで⑬の末尾の文章に訂正を加えた上で、調査の観点とするということで、審議をすすめてまいりました。⑬の末尾を訂正、変更した上で皆様のご承認をいただいてよろしいでしょうか。

(委員長)

他にご意見はないでしょうか。

それでは、⑬の文言整理を行ったうえで、ご承認いただけるようでしたら、拍手をお願いいたします。

(拍手あり) ありがとうございます。それでは、ご承認いただいたということで、⑬の末尾を訂正したものを調査の観点といたします。

この後、専門調査会、学校調査会でも調査の観点について丁寧に説明をお願いしたいと思います。

(委員長)

それでは⑬の文言を整理した上で、異議がないようでしたら、拍手でご承認いただきますようお願いいたします。(拍手) それでは専門調査会や学校調査会を今後控えておりますので、丁寧な説明をお願いしたいと思います。「調査の観点」を選定委員会として承認いたします。ありがとうございます。

続きまして、「事務日程」「配付資料の預かりについて」を同じく、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

失礼いたします。ありがとうございます。事務日程について、引き続きご説明をいたします。このよう

な一枚もので右肩に取扱注意と書いてあります。事務日程の案というものをご覧ください。

まず、今日が6月1日でございますが、この後、6月2日に専門調査会を行います。また、6月5日月曜日には、各学校の校長先生方対象に説明会をさせていただく予定となっております。そしてその翌日以降、先ほどから申しております専門調査会、そして学校調査会を順次開始していく。そして全ての調査会が7月3日の月曜日頃までに調査研究をそれぞれの調査会でさせていただく予定となっております。その報告書を事務局の方で集めて整理しまして、それを次の第2回の選定委員会、これを7月11日火曜日選定委員会、この会に関するの黒い丸印を付けさせていただいております。第2回は7月11日火曜日の10時から、この教育センターの1つ上の8階の第5研修室、研修室5ですかね、予定しております。各調査委員会からの結果をその時に受けて、この会でまた審議をつくしまして、答申案の検討を行っていただきます。そのような予定であります。なお、7月11日は終了時刻10時から12時までの、だいたい正午頃までの予定としておりますが、審議によりましては、少し延長する可能性もございます。なお第3回の選定委員会は7月14日の金曜日の10時頃、開催の予定としております。

そして7月の下旬、教育委員会会議におきまして、選定委員長から教育委員会の方に答申をしていただきまして、8月の中旬に、教育委員会会議の中で、教育委員会によって採択をする、そのような運びとなります。

(事務局)

付け加えます。次回の選定委員会の際には、先ほどの教科書展示会の会場におきまして設置しておりますアンケート用紙に書かれたご意見なども参照できるようにということで、アンケートを自由に閲覧できるような形でまとめて置いておきます。次回それらも参照いただきますようよろしくお願いいたします。このアンケートに関しまして、表側に4つの点を記しております。これは前回のアンケートから付け加えたもので、教科書展示会の趣旨であるとか、アンケートの目的、そして「いただいたアンケートのご意見は採択にあたっての参考資料の1つとしますが、ご意見の多寡や内容が採択に直結するものでございませんので、ご了承ください。またお一人で複数枚記入したり、アンケート用紙を持ち帰ったりすることはご遠慮ください」というようなことを記述させてもらっています。これにつきましては、先ほど報告があったと思うのですけれども、市会の方でもこのアンケートに対する疑念について陳情書が採択されまして、外部監察チームの方から、意義や趣旨に不明確な点があったと言わざるを得ないというような指摘がございます。その中での指摘を受けまして改善したものでございます。以上、簡単に報告させていただきます。

(事務局)

続きまして、配付資料のことについて、ご説明申し上げます。

先ほどからございます規則の第2条第4項というようなものがあるのですけれども、ちょっとご覧いただけますでしょうか。分厚い冊子の方の2ページ、こちらの第2条4項のところにあります。「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」と示させていただいております。

また、第5条の隣のページでございますが、第5条の第5項「会議は、公開しない」、そして第6項「調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択される

までの間、公開しない」とされております。

すなわち、これは「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保」ということが通知文に書かれておりますけれども、それをするために、採択に係わる一切の情報、たとえばこの委員会の時間とか場所とかこのメンバーとかも含めまして、採択事務終了までは非公開というようになっております。

そこで、お手元の資料につきましても基本的にお持ち帰りしていただくのですが、この座席表と、事務日程、この2枚につきましては、この後、預からせていただきたいと思っておりますので、ご了承ください。

では、お名前のシールのある封筒とお名前のない封筒がございます。このようにお名前のシールの貼ってある封筒の方に、お手数ですが、先ほどの座席表の方と、事務日程の方は中に入れていただきまして、またこちらの方でお預かりさせていただきたいと考えております。なお、この後ですが、お持ち帰りになる方の資料は、シールのない方の封筒に入れて、お持ち帰りいただいて結構ですが、次回の案内、一つは日程が入っておりますので、こちらの取扱いは十分ご留意いただきますようお願いいたします。また、荷物になるので持ち帰らない、資料を持ち帰らないという場合はこのシールがついている方に一緒に入れていただいて結構でございます。我々の方でお預かりさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。では、この後まだ少しご説明が続きますけれども、お帰りの際にはそのままこの名前のシールつきの封筒は机においてお帰りいただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。

選定委員会の皆様におかれましては、それぞれ大学の先生方や教育センターの皆様には、教育の専門家として、校長先生方におかれましては子どもの実態や学校現場を熟知されているプロとしまして、また、区や保護者、学校協議会の皆様には、親の立場とか、地元や家庭の子どもをよく知る市民の目線で、今後、調査研究いただきましたらと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

続きまして、経費等について、事務局より説明いたします。

(事務局)

失礼します。経費についてご説明申し上げます。

選定委員の皆様のうち本市職員以外の皆様方には、本市規定に則って報奨金ならびに交通費をお支払いいたします。

なお、事務手続き上、本日、交通費の経路について(参考)と題するプリントに所定の事柄をご記入いただきご提出をお願い申し上げます。(以下、事務書類に関する詳細説明)

(委員長)

事務連絡よろしいでしょうか。ご質問ございませんか。それでは本日は速やかな会議の進行にご協力いただきましたこと、また、ご意見をたくさん頂戴でき、ありがとうございました。

以上で、第1回選定委員会を終わらせていただきます。
本日は、本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。